令和 8 年度 豊田市市民活動 促進補助金募集要領

活動を ステップ*ア*ップ!

はじめの一歩を ふみだそう!



新たな事業へ チャレンジ!



★事前相談の申込が必要です。 事前申込みはこちらから行ってください。

O事前相談申込期間

令和 7 年 11 月 1 日(土) ~令和 7 年 11 月 30 日(日)



〇申請期間 事前相談終了後

~令和8年1月20日(火)

- 目 次 -

(1)制度の趣旨	P1
(2)対象団体	P2
(3)募集内容	P2-P3
(4)対象経費	P3
(5)補助対象期間	P3
(6)申請の手続きについて	P4-P5
(7)審査項目及び審査基準	P6-P7
(8)令和8年度市民活動促進補助金の流れ	P7
(9) Q&A	P8
(10)特定非営利活動促進法に掲げる分野の市民活動一覧表	P9

(1) 制度の趣旨

市民活動(※)は、社会に向けた公益的な活動(社会貢献活動)であり、豊田市が「市民と行政の共働によるまちづくり」を目指すうえで、まちづくりの大きな力となります。

こうした市民活動のさらなる活発化のため、市民活動団体に対し、団体活動の自立及び活性化、市民活動の拡充、市民活動に対する市民理解の増進を図るための取組みや事業に補助金を交付します。

- ※「市民活動」とは、営利を目的とせず、市民が自主的に行う公益的な活動であって、 その活動が次のいずれにも該当しないものをいう。(豊田市市民活動促進条例第2条 より)
 - ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする 活動
 - イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反することを目的とする活動
 - ウ 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは 公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的と する活動
 - エ 公共の利益を害する行為をする恐れのあるものの活動

(2) 対象団体(申請できる団体の条件)

次に掲げる要件の全てに該当すること。

- (1) <u>豊田市内</u>で特定非営利活動促進法に掲げる分野(8ページ参照)に関する市民活動を行っている、その形態は、任意団体、特定非営利活動法人(認定特定非営利活動法人も含む)、一般社団法人及び公益社団法人。ただし共益活動のみを行う団体は除く。
- (2) 会員5名以上で構成されている団体
- (3) 政治活動、宗教活動を目的としていない団体
- (4)暴力団でない団体、暴力団員が役員となっていない団体かつ暴力団又は暴力団員と密接 な関係を有しない団体
- (5) 豊田市税の滞納がない団体 ※任意団体など、納税義務のない団体はこの限りではありません。
- (6) その他、対象部門ごとに定めた要件に合致する団体
- (7) とよた市民活動センターが取り決めた事前相談を行った団体
- (8) とよた市民活動センターとメールで連絡のとれる団体

(3) 募集内容

豊田市市民活動促進補助金には「はじめの一歩部門」「活動継続部門」「新規事業チャレンジ部門」の3つの部門があります。

①はじめの一歩部門(立上期)		
目的	立上期における市民活動の 自立を図るため	
設立年数	5年未満(申請時点で)	
補助期間	2か年(1団体1回限り)※1年ごとの申請が必要	
限度額等	1年目:10万円以内(補助率:10/10)	
1202473	2年目:5万円以内 (補助率:10/10)	
②活動継続部	門(継続期)	
目的	市民活動の 継続と活性化、団体の自立強化、市民理解の増進を図るため	
設立年数	規定なし	
補助期間	2か年(1団体1回限り)※1年ごとの申請が必要	
限度額等	1年目:20万円以内(補助率:2/3)	
	2年目:10万円以内(補助率:1/3)	
③新規事業チャレンジ部門(発展期)		
目的	新しい課題に対する取組みを支援するため	
設立年数	規定なし	
補助期間	3か年または2か年(同一事業1回限り)※1年ごとの申請が必要	
限度額等	3か年の場合全体で60万円以内、2か年の場合40万円以内	
	(補助率: 2 / 3)	

(留意事項)

- ・ 同一年度に複数部門の申請はできません。
- ・ 補助期間終了後1年を経過しなければ他部門への申請はできません。
- ・ 補助金額は、千円未満の端数を切捨てします。
- ・ 他補助制度との併用申請は、経費を区分してください。 重複補助はできません。補助金によっては、併用申請自体を認めていないものもありますので申請補助金の制度を確認のうえ、申請を検討ください。
- ・ 当該当補助金に係る令和8年度予算の成立は令和8年3月議会となりますことをご承知おきください。

(4) 対象経費

補助対象となる主な経費		
人件費	給料・賃金等	
報償費	講座、講演会等における講師への謝礼 等	
旅費・交通費	活動及び研修に参加する際の交通費、宿泊費等	
消耗品費	コピー代、事務用品(用紙・インク・文具等)、材料費 等 (消耗品とは使用することで劣化しやすいもの、長期間保存に耐えないもの等)	
燃料費	ガソリン代 等	
印刷製本費	チラシ、ポスター、リーフレット等の印刷 冊子作成のための製本費 等	
通信運搬費	通信費(電話代、切手代、郵送代)	
保険料	ボランティア保険、レクリエーション保険 等	
使用料	会場使用料(交流館等)、物品等のレンタル料 等	
備品購入費	備品購入 ※税込 20,000 円/個 以上の物品 ※消耗品と明確に分け、補助事業で取得した備品は事業完了後も適切な管理運用 が必要となります。 ※5万円(消費税含)を超える備品を取得の場合、事業完了後管理状況を確認す る場合があります。	
負担金	研修参加費、受講料等	
その他	上記、各費目以外に必要な経費	

[※]食糧費は対象となりません。

(5) 補助対象期間

令和8年4月1日(水) ~ 令和9年3月31日(水)まで(単年度補助)

(6) 申請の手続きについて

事前相談について

・必ず事前相談が必要になります。

令和 7 年 11 月 1 日(土) \sim 11 月 30 日(日)までに事前相談申込を行ってください。

右の二次元コードから申込、もしくは下記の URL より申込ください。



https://409be838.form.kintoneapp.com/public/922a196352dc569dca070c7813f2c679a9cd9b9f982928e7e3d55959d6 67020f

※クリックできない場合は URL をコピーしてブラウザに貼り付けてください。

事前相談申請:タブレット・パソコン・スマホ等、インターネットがつながれば使用する機器は問いません.

- ・事前相談申し込み後、とよた市民活動センターにて日程を調整し、対面または Zoom による オンラインで行います。
- ・相談では、補助金の活用を希望される活動内容や、団体の現状などについてお伺いします。
- ・事前相談には**団体から2名以上のご参加**をお願いいたします。

補助金申請について

・事前相談後に申請方法を案内します。

事前相談を受けていない場合は、補助金申請を行えません。

一次審査会について(書類審査)について

・参加は不要です。

審査結果は令和8年2月28日中に団体にメールにて、ご連絡します。

二次審査会(公開プレゼンテーション)について

·審査会日時:令和8年3月14日(土)

※一次審査を通過した団体は、必ずご参加ください。

時間など詳細については、対象団体へ個別にご連絡いたします。

・発表資料の提出期限:令和8年3月6日(金)

提出方法については、対象団体へ個別にご案内いたします。

・資料作成について

プレゼンテーション資料は、PowerPoint などで作成し、PDF 形式で提出してください。

・提出方法:スライド横向き スライド枚数8枚以内ファイル名は「プレゼンテーション資料 団体名」

・プレゼンテーション時間

- ・1団体あたりの発表時間約5分、質疑応答約5分を予定しています。
- ・審査は、市民活動促進委員会会長が指名する委員及び委員以外の者5名以内で構成された「豊田市市民活動促進補助金審査会」で行います。はじめの一歩部門のみ、二次審査に市民審査員 を選出し審査会と共に審査を行います。
- ・二次審査会は、審査員から今後の活動に役立つアドバイスや新たな視点が得られることがあります。事前申込不要で出入り自由ですので、団体の皆様にもぜひ傍聴いただき、今後の活動のヒントにしていただければと思います。

「はじめの一歩部門」の市民審査員の選出について

- ・団体の会員から、二次審査発表者とは**別の会員を審査員として1名選出**してください。
- ・市民審査員の投票点は2点あり、良いと思った団体に1点ずつ投票いただきます。(自団体投票可)
- ・市民審査員が選出できなかった団体は、二次審査発表者と兼ねることができるとしますが、その場合は、投票点のうち1点減点し自団体へは投票できません。
- ・市民審査員は審査会途中での交代はできません。

(7) 審査項目及び審査基準

審査会審査員の審査基準及び評価基準は下表のとおりです。

審査会の評価は、下表の各審査項目に対し、審査基準及び評価基準を用いて行われます。

審查項目	審査基準	はじめの 一歩部門	活動継続部門	新規事 業チャ レンジ 部門
課題認識 (配点:5点)	・団体の活動目的・目標が明確となっている。 ※特定の個人や団体の利益、趣味や娯楽が主目的の活動、会員相互の親睦活動になっていないか。	5	5	5
資金 (配点:5点)	・団体の自主的な財源を確保しようとしている。(会費・参加費等)	5	5	5
継続性 (配点:5点)	・団体の組織的な活動ができる体制(役割、担い手、会員数等)が整っている。 ・適正な事業計画が作成されている。	5	5	5
組織強化 (配点:5点)	・団体の組織強化への取組が明確になっている。 ・必要な資源(人・モノ・情報)の確保に向けた方針や、計画が明確である。		5	5
実現性 (配点:5点)	・新規事業に対する3年または2年後の目的と目標が明確になっている。・新規事業の3か年または2か年計画ができている。			5
	合計	15点	20 点	25 点

はじめの一歩部門はここに 市民審査員の得票点が加算されます。

・審査項目に対し、下記の評価基準を用いて評価します。

大変良く	良く	ツ ブル士ス	まあまあ	ほとんど
当てはまる	当てはまる	当てはまる	当てはまる	当てはまらない
5	4	3	2	1

補助対象基準点

はじめの一歩部門	10点(審査会の評価点と市民審査員の投票点の合計点)
活動継続部門	12点(審査会の評価点)
新規事業チャレンジ部門	15点(審査会の評価点)

- ・ 補助対象基準点は上表のとおりです。ただし、全ての審査項目が 2 点以上であることとします。
- ・ 補助金予算額内において、補助対象基準点に達している団体の上位から順に補助団体を決定します。

(8) 令和8年度市民活動促進補助金の流れ

内 容	日 付	
事前相談申込	令和7年11月1日(土) ~ 令和7年11月30日(日)	補助金申請希望団体は、必 ず事前相談を行ってくださ い。
申請期間	事前相談終了後~ 令和8年1月20日(火)	事前相談後に申請方法を案 内します。
令和7年度補助金交付団 体による成果発表会	令和8年2月28日(土) 10:30~11:30(予定)	見学出入り自由です。 (二次審査会の参考になりま す。)
一次審査会	出席不要 令和8年2月28日中にメール(こて審査結果を通知します。
二次審査資料の提出	令和8年3月6日(金)	発表資料提出期限
二次審査会 (公開プレゼンテーション)	令和8年3月14日(土) 時間など詳細は対象団体へ連絡 します。	一次審査通過団体は要出席 「はじめの一歩」部門は併 せて市民審査員の出席
補助決定日	令和8年4月1日(水)	
補助決定団体説明会	詳細は対象団体へ連絡します。	
補助金支払	令和8年5月中旬	団体名義の口座が必要
実績報告書提出	事業終了30日以内又は 令和9年4月10日の早い期日	様式等は別途通知
成果発表会	令和9年2月もしくは3月	翌年度申請しない団体のみ

(9) Q&A

Q1:補助率2/3や1/3とは、どういう意味か?

A1:「補助対象経費の2/3、または1/3を補助する」ということです。

例えば、活動継続部門1年目において合計で30万円の申請の場合、補助金は20万円、残りの10万円は団体の自己負担となります。30万円支出した事実があって初めて20万円の補助が認められますので、30万円分の領収書が必要となります。結果的に実績が24万円しかかからなかった場合は、その2/3の16万円に補助金が減額されます。

同様に、活動継続部門2年目申請額30万円であれば補助金10万円、残りの20万円は団体の自己負担となります。

Q2:食糧費とは?

A 2:ペットボトルのお茶や水、レストランでの食事やお弁当などは食糧費です。 補助金の対象となりません。

講師への謝礼は対象となりますが、講師の弁当代は対象となりませんのでご注意ください。

Q3:備品の値段がわかるものとは?

A3:見積書(コピー可)を提出ください。

見積書がない場合は、インターネット等で調べた商品の画面を印刷したものを提出 ください。

Q4:単年度補助とは?

A4:申請年度内の対象経費に対する補助です。

各部門とも2年ないしは3年の補助期間がありますが、毎年申請し、審査を受けていただく必要があります。二次審査の公開プレゼンテーションでは、前年度の成果発表も含めて行ってください。

(10) 特定非営利活動促進法に掲げる分野の市民活動一覧表

分野	活動内容
1	保健、医療又は福祉の推進を図る活動
2	社会教育の推進を図る活動
3	まちづくりの推進を図る活動
4	観光の振興を図る活動
5	農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
6	学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
7	環境の保全を図る活動
8	災害救援活動
9	地域安全活動
1 0	人権擁護又は平和の推進を図る活動
1 1	国際協力の活動
1 2	男女共同参画社会の形成の推進を図る活動
1 3	子どもの健全育成を図る活動
1 4	情報化社会の発展を図る活動
1 5	科学技術の振興を図る活動
1 6	経済活動の活性化を図る活動
1 7	職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
1 8	消費者の保護を図る活動
1 9	前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
2 0	前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

豊田市役所 地域活躍部 地域交流課 とよた市民活動センター 〒471-0026

豊田市若宮町1丁目57番地1 T-FACE A館9階

TEL 0565-36-1730

E-mail: tec@city.toyota.aichi.jp

問合せ時間:10:00~17:15 (火曜日を除く)



豊田市市民活動促進補助金 ホームページ